

3月27日(日)

熊本県知事選挙の 投票日です

任期満了に伴う熊本県知事選挙が3月10日(木)に告示され、**3月27日(日)**に投票が行われます。
県政に反映させる大切な選挙です。大切な一票、みなさんそろって投票に行きましょう。

選挙日程

投票日
日時 3月27日(日)
午前7時～午後7時
投票所 次ページの投票区・投票所
一覧を確認ください。

投票ができる人

平成8年3月28日以前に生まれた人で、平成27年12月9日以前から引き続き和水町に住所を有し、和水町の選挙人名簿に登録されている人です。
なお、欠格事項（公職選挙法第11条もしくは第252条または政治資金規正法第28条）に該当する人は投票することができません。

住所を異動した人

平成27年12月10日以降、県内の他市町村から和水町に転入した人は、前住所地での投票となります。この場合、前住所地または和水町で交付される住所異動にかかる証明書を持

投票所入場券

投票所入場券は、告示日以降に各有権者に郵送します。なお、投票できる要件を満たしている人で入場券が届かない人は、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。
また、入場券を紛失した場合は、選挙管理委員会または投票日に所定の投票所の係員へ申し出てください。

投票の方法

投票は「記号式投票」です。投票用紙に候補者の氏名が印刷してありますので、用意されたゴム印であなたが選ぶ候補者に○印を押してください。
※期日前投票、不在者投票は、投票用紙に候補者の氏名を記載する「自書式投票」です。

期日前投票

投票日当日、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票ができない人は、期日前投票ができます。
期間 3月11日(金)～26日(土)
時間 午前8時30分～午後8時
場所 役場本庁・総合支所

不在者投票

○指定病院・施設などでの不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設（病院・老人ホームなど）に入院・入所中の人は、その施設で投票することができます。投票を希望する人は、各施設にお問い合わせください。

町外に滞在中の不在者投票

町外に長期出張などで、投票日に投票所へ行くことができない人は、滞在する最寄りの市町村選挙管理委員会に不在者投票をすることができます。希望する人は、和水町選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。（請求書は町ホームページからもダウンロードできます。）投票用紙などの送付を受けた

代理投票・点字投票

ら、滞在地の選挙管理委員会へ持参し、投票してください。
※投票用紙などの送付・返送に要する日数を考慮して、余裕をもってご請求ください。

投票用紙に候補者の氏名などを自書することができない人には、投票所の係員が投票の秘密を侵すことなく投票のお手伝いをしますので、投票所の係員までお申し出ください。

また、目の不自由な人は、点字を用いて投票することができます。
なお、代理投票・点字投票は期日前投票においても行うことができます。

投票区・投票所

投票区は、人口減少などの影響により各投票区間の有権者数に大きな格差が生じていたことから、昨年4月の熊本県議会議員一般選挙から投票区を9投票区に再編しています。
下記の投票区・投票所一覧を確認ください。

投票区・投票所一覧

投票区	行政区名	投票所
第1投票区	白石・北原・鶯原・中原・牧野・寺山・江光寺 中路・馬場・皆行原・浦谷・立石・大江田・藤田 前原・米渡尾・中央団地・特老	役場本庁
第2投票区	日平・用木・萩原・蜻浦	菊水南小学校多目的ホール
第3投票区	久米野・岩尻・志口永・古閑・本村・前野・榎原 焼米・大屋	高野本村区公民館
第4投票区	内田・長小田・下久井原・上久井原・江栗・竈門	上久井原公民館
第5投票区	下津原東・下津原菰田・下津原中・下津原西	下津原西区農業研修館
第6投票区	上十町・山十町・中十町	旧緑小学校十町分校
第7投票区	板楠東・板楠西・住吉・西口	保健センター
第8投票区	野田・上大田黒・下大田黒・上津田・下津田 上平野・下平野・上岩・中岩・下岩	旧神尾小学校体育館
第9投票区	中林・東吉地・下吉地・中吉地・上吉地・和仁 中和仁・上和仁・開拓	旧春富小学校体育館

問い合わせ先 和水町選挙管理委員会 ☎0968-86-5720